

平成27年第1回見附市教育委員会臨時会会議録

○招集日時 平成27年2月20日(金) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○ 会議に付した議件

- 議第 1号 専決処分について(史跡管理団体指定に係る同意について)
- 議第 2号 専決処分について(見附市立保育園延長保育実施に係る要綱の一部を改正する要綱の制定について)
- 議第 3号 専決処分について(見附市妊産婦及び新生児等に対する訪問指導事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について)
- 議第 4号 見附市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 議第 5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 議第 6号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 議第 7号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議第 8号 平成26年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案について

○出席委員（5名）

委員 長	小林 弘武 君
委員	南 雲 京子 君
委員	武田 一夫 君
委員	小倉美砂子 君
委員・教育長	神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長	星野 隆 君
学校教育課長	松井 謙太 君
こども課長	土田 浩司 君
まちづくり課長	森沢 亜土 君
教育総務課長補佐	早川 洋介 君
学校教育課長補佐	神林 俊之 君
こども課長補佐	岡田 恵子 君
臨時職員	古澤 佳幸 君

14時10分開会

委員 長

只今より、平成27年第1回見附市教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席委員5人でございます。

委員 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行ないます。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

委員長

日程第2 報告事項

1. 耳取遺跡の国史跡の指定に係る意見具申についてを教育部長より説明願います。

教育部長

平成23年～26年の4年間にわたる発掘調査の結果、耳取遺跡は縄文時代の中期・後期・晩期の3時期がほぼ同じ場所で見つかった、とても貴重な遺跡であることが判明しました。その成果をもとに、1月20日(火)に具申書を、私と今井学芸員とで県に提出してきました。その後、県の意見書を付けて1月30日(金)に文化庁へ提出されました。

今後は、5月中旬に国の文化財審議会へ諮問され、6月下旬に国の文化財審議会から答申・報道機関への発表がされ、10月に官報告示される予定となっています。

委員長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

委員長

具申して通るということは、何か補助金のメリットがあるのか。

教育部長

あります。一番大きいのはこの場所を買収しなくてはいけないので、買収費の補助が出るのと整備にかかるお金に補助金が付くことがあります。

委員長

他に質問ございませんか。

委員長

次に

2. 見附市子育て支援サイトの開設についてをこども課長より説明願います。

こども課長

お手持ちの資料があると思いますので見ながら説明いたします。今の若い世代はインターネットを使って情報収集するということで、子育ての情報に関してもインターネットを通じて情報を獲得することが多い。そこで、市の公式ホームページとは別に、見附市の子育て関連情報を、市内・市外を問わず子育て情報に関心のある方に広く PR したいということで新たに子育て支援サイトを開設するということです。

開設日時は今週の月曜日2月16日に開通し、すでに閲覧できる状態になっています。市のホームページ、教育委員会のホームページともリンクしているのでそちらからも閲覧可能となっています。

サイトの特色については6つのおすすめポイントという形で整理しています。一番目は安心な妊娠・出産。二番目は大満足の医療サービス。三番目はホットな子育て環境。四番目は子育てに優しい街「見附」。五番目はなっとくの教育環境。六番目は快適な住環境というカテゴリー分けてアクセスできる。

新たに子育て応援メールを年齢別に配信する機能、悩みを相談する機能などが追加されました。資料の裏面は見附市子育て支援サイトのトップページのイメージになっていて、上段に先ほど説明した6つのおすすめポイントがあり、クリックして進んでいくと市のホームページなどとリンクしながら情報にアクセスできるようになっている。市内・市外を問わず見附市はいいなと思っていただけで開設をしました。以上です

委員長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

委員長

これは双方向になっていて、何か質問があった時には答えが得られるという場所もあるのでしょうか。

こども課長

先ほど申したお悩み相談というフォームがあり、その相談欄に入力すると回答していきます。それ以降も継続して保健師などと相談しながら双方向でやっていきたい。あとはコミュニティ・ソーシャルネットワークの機能もありますので、そこで双方の情報交換ができる場もある。立ち上げたばかりですので、これからさらに充実させていきたい。

委員長

他に質問ございませんか。

委員長

次に

3. 見附市学校給食センター基本設計・実施設計プロポーザル選定委員会の結果についてを教育部長より説明願います。

教育部長

まずは訂正をお願いします。「見附市学校教育センター」とありますが「見附市学校給食センター」の誤りであります。失礼いたしました。

2月2日(月)に1次審査を通過した3社からパワーポイントを使ったプレゼンテーションを行ってもらった結果、最優秀者には株式会社細貝建築事務所が、次点者にパシフィックコンサルタンツ株式会社となりました。これらはホームページにおいて公表しております。今後は、細貝建築事務所と設計に関する打ち合わせを行って、平成27年度中に設計を完了する予定となっております。以上です。

委員 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。よろしいでしょうか。

委員 長

次に

4. 見附大好き「みつけ塾」の活用についてを学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「みつけ塾」という副読本を四冊作成し活用している所ではありますが、作って配って終わりとはせず、この「みつけ塾」の活用を充実させるために、活用方法の研修会を行ったり、各学校が取り組んだ好事例の共有化を図ったりしてきました。効果のあった取組はニューズペーパーの形に整理し、今までに11号を市内の教職員に個別に配信してきました。お手元の冊子はその事例集を合本・加筆したものであります。

今後も、特定の教科に縛らず様々な教育活動の中で活用してもらい、子供たちが地域の担い手としてしっかりと育つことにつなげていきたいと考えています。

委員 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

委員 長

この冊子はどのような配布の仕方をしているのでしょうか。

学校教育課長

中身はすべて市内の教員にはネットで配信してあります。市教委のホームページからはどなたも見ることができます。ペーパーの形の纏めたものは部数が限られているので記録性を担保する資料として活用していきたいと考えています。

委員 長

他に質問ございませんか。

小 倉 委 員

この報告というのは学校から上がってきているものを活用、こんな風にしていくよという感じだと思いますが、一般用にまちの駅などで販売していると思うが一般の方が活用しているという事例はあるのでしょうか。

学校教育課長

学校関係で知り合いがお買い求めになって、校長講話で活用したという話は聞いているが、一般の方が家庭でどのように使っているかまでは把握しきれていません。

教 育 長

参考になればの話ですが、お買い求めいただいた方、例えば他の教育委員会の方、市議会の議員の方、企業経営者の方が講話で使ってみたいという例や、お孫さんに送ってやりたいということでお買い求めいただいた例もある。東京の見附会の方が欲しいとのことで販売したり、視察に来られた方がお買い求めになった例もあり、様々な方からお買い求めいただいていると思っている。ただ何パーセントこういう方にとというのが委託先をお願いしている関係上、販売時に聞くわけにもいかず正確な数は把握できないが、我々のつかみとしては様々な方から活用いただいているという印象です。

委 員 長

他に質問ございませんか。

委 員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委 員 長

日程第3

議第1号 専決処分について（史跡管理団体指定に係る同意について）

を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

2ページをお願いします。「報告1. 耳取遺跡の国史跡の指定に係る意見具申について」で説明しました具申書の添付資料として、文化財保護法の規定により、史跡管理団体として見附市が指定されることに対して、見附市教育委員会の同意が必要なことから、承認を得たいものであります。以上です。

委 員 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委 員 長

次に

議第2号 専決処分について（見附市立保育園延長保育実施に係る要綱の一部を改正する要綱の制定について）

議第3号 専決処分について（見附市妊産婦及び新生児等に対する訪問指導事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について）

議第4号 見附市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

3ページをご覧ください。

議第2号 見附市立保育園延長保育実施に係る要綱の一部を改正する要綱について専決いたしましたので、承認をお願いするものであります。入園手続きが始まる前に案を示すために専決させていただきます。

4ページをご覧ください。

要綱改正の内容について説明させていただきます

す。まず第7条で規定している延長保育の「費用の負担」では、来年度から始まる新たな子ども・子育て新制度においては、保護者の就労時間に応じて保育を提供する時間に差をつけることになりました。そこでこれまでの保育時間と同様の「保育標準時間認定」とパートなど就労時間が短い方に対する「保育短時間認定」の2つの保育の必要量の認定区分が設けられることとなります。そこで、「保育短時間認定」の方が延長保育を利用する場合の費用負担の額について新たに定める必要があることから「費用の額は、保育標準時間認定と保育短時間認定の区分ごとに」市長が別に定める。と改正するものであるます。

次に、延長保育の「実施保育園と延長保育時間」を規定している別表3において、これまで18時までとしていたわかば保育園の時間を19時までで延長するための改正であります。これにより公立保育園すべての保育園で19時までには延長保育を実施することになりました。

5ページをご覧ください。

延長保育の申込書の様式に、先ほど説明いたしました認定区分の欄を追加す

るものであります。附則におきまして、この要綱を、平成27年4月1日から施行するものであります。

6ページをご覧ください。

つづきまして、議第3号 見附市妊産婦及び新生児等に対する訪問指導事業実施要綱の一部を改正する要綱について専決いたしましたので、承認をお願いするものであります。要綱改正の理由であります。国におきましては、増加傾向にある虐待を予防するための子育て家庭への支援策として「養育支援訪問事業」への取り組みを進めております。この「養育支援訪問事業」は、子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子どもの養育に支援を必要としている家庭に対して、保健師・助産師・保育士・ヘルパーなどを派遣し、育児や家事を手助けしたり教えたりする事業であります。見附市ではこの事業の中ですでに実施している「保健師等の相談支援」に加えて「ヘルパー等による家事援助」を新たに実施するために本要綱を改正するものであります。

改正の内容は、まず題名に「養育支援訪問事業」を加え「見附市妊産婦、新生児等に対する訪問指導事業及び養育支援訪問事業実施要綱」と改め、訪問回数を規定している第7条では、養育支援が長期化するケースが増えていることから原則1回とする訪問指導を、「特に継続支援が必要とされた」場合は、この回数を超えて訪問することができるように改正した。

事後指導を規定しております第10条において、虐待等に係る要保護児童やその保護者への支援等を行うために設置されている「見附市子ども支援対策地域協議会及び関係機関」と連携を図り、適切な指導を行うことを規定することとし、事業の対象者を規定している別表1において、これまで「保健師等の相談支援」についての対象者を規定していた「3要育児支援家庭等訪

問指導事業」を「3母子訪問指導事業」に改め、今回新たに「4養育支援訪問事業」の対象者の規定を加え、10ページをご覧ください。事業の内容を規定している別表2においても、「3要育児支援家庭等訪問指導事業」を「3母子訪問指導事業」に改め、「4養育支援訪問事業」の事業内容の規定を追加するものであります。附則におきまして、この要綱を公布の日から施行し、改正後の要綱の規定は平成26年10月1日から適用するものであります。

11ページをご覧ください

議第4号 見附市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の制定について説明させていただきます。まず、条例制定の理由であります。来年度から始まります子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、認定こども園及び保育園に共通の施設型給付と新たな地域型保育給付が創設されます。

これまで市では保育園の保育料のみ額を決めておりましたが、平成27年4月からは幼稚園、認定こども園、保育園及び地域型保育事業に共通した1号認定、2号認定及び3号認定の利用者負担額を市で定める必要があることから本条例を制定するものであります。条文について説明いたします。

第1条では条例制定の趣旨として、施設型給付と特例施設型給付、地域型保育給付及び特例地域型保育給付の利用者負担額は、政令で定める額を限度として定めることを、第2条では、市で定める利用者負担額については、子どもの年齢、保育の必要量、保護者の世帯の所得の状況を勘案して規則で定めることを、第3条では、利用者負担額の減免について、第4条では委任について規定しております。

附則第1項におきまして、この条例の施行日を子ども・子育て支援法の施行の日からとし、第2項及び第3項では私立保育所に係る利用者負担額の経過措置を、第4項においては、この条例の制定にあわせて見附市立保育園設置条例

の内容を一部改めることを規定しております。以上です。

委員 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

委員 長

3件あった訳ですが、議第3号のみ平成26年10月1日から適用するとあるが、何か理由があるのでしょうか。

こども課長

今年度の事業として予算は承認していただいていた。利用者がすぐには出ないと考えていたが、早目の対応が必要と思い遅ればせながら10月から動くということで要綱を作らせていただいたという事であります。

委員 長

他にございませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本3案は原案のとおり決定することにいたしました。なお、議第4号は条例の制定ですので、市議会に提出することにいたします。

委員 長

次に

議第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

議第6号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

議第7号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

てを議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

先ず訂正をお願いいたします。「14～16ページ」をお願いします。」

「改正後、現行」とあります表の下、「(見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)」とあるところを「(見附市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例)」に変更願います。失礼いたしました。

議第5、6、7号の3つをまとめて説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されるのに伴う関係条例を一部改正、廃止及び制定するものであります。

先ず、議第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてであります。これは3つの条例を一つの条例として扱っております。

第1条の見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。これは、教育委員会の委員長と教育長を一本化して新たに新教育長を置くことにより委員長の職を廃止するための改正であります。第2条の見附市実費弁償条例の一部改正は、総合教育会議に参加することを求められた関係者や学識経験者に対する実費弁償の額やその支払方法を追加したものであります。

第3条の見附市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例については、地教行法の一部改正規定が削除されたため、これを廃止する条文であります。附則において、第1条で平成27年4月1日からの施行期日を定め、第2条で経過措置として、地教行法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合は、第1条の

別表第1の規定は適用せず、改正前の第1条及び改正前の第2条のそれぞれの条例の規定は、なおその効力を有すると定めたものであります。

次に議第6号教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について説明します。常勤の特別職となる教育長の勤務時間その他の勤務条件を定めるための制定であります。第1条で趣旨を、第2条において教育長の勤務時間や休暇等を定めたものであります。附則において、第1条で平成27年4月1日からの施行期日を定め、第2条で経過措置として、旧教育長が在職する場合は、この条例の規定は適用しないと定めたものであります。

次に 議第7号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。常勤となる教育長の勤務時間中に、職務専念義務が課されることとされているために制定するものであります。第1条でその趣旨、第2条において職務に専念する義務の免除を規定しているものです。

附則において、第1条で平成27年4月1日からの施行期日を定め、第2条で経過措置として、旧教育長が在職する場合は、この条例の規定は適用しないと定めたものであります。以上です。

委員 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本3案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本3案は原案のとおり決定することにいたしました。なお、議第5号、議第6号、議第7号は条例の制定ですので、市議会に提出することにいたします。

委員 長

次に

議第 8 号 平成 26 年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案についてを一括して議題とします。関係課長に説明を求めます

教 育 部 長

20 ページ「第 7 号補正」とあるのを「第 8 号補正」に訂正願います。20 ページをお願いします。小学校施設管理費右上の補正要求額をご覧ください。50 万円減額となっておりますが、これは、光熱水費、特に電気料金不足として 150 万円の増額と備品費スクールバスの入札残による 200 万円の減額の合計であります。

21 ページをお願いします。ここは削除させていただきます。

22 ページをお願いします。中学校施設管理費の補正要求額△100 万円は、施設整備工事費の南中分の残であります。以上であります。

学校教育課長

23 ページをご覧ください。就学援助の認定者の増加に伴う増額補正です。小学校の準要保護児童が 4 名分増加し、小学校就学援助費補助事業費が 30 万増額で 2080 万円となるものです。

24 ページは同じく中学校における就学援助費が 13 名分増加し、150 万増額で補正予算額が 2110 万円となります。

こ ども 課 長

25 ページをご覧ください。「放課後児童健全育成事業費」の補正予算については、593 万 9 千円の減額であります。補正した理由でございますが、今町大凧学童クラブ、葛巻めだか学童クラブ、かぜの子学童クラブ及び田井っ子

学童クラブの利用者数が減少したため放課後健全育成事業委託料593万9千円

を減額補正するものであります。

26 ページをご覧ください。「私立保育所運営費」の補正予算については、490 万円の増額であります。補正の理由でございますが、私立保育所の運営費につきましては、国が定める保育単価により積算しておりますが、消費税増税に伴う経費の増額や人事院勧告等に伴う保育単価の改定が4月分に遡り実施されたことから、その増額分490万円の私立保育所児童措置委託料を増額補正するものであります。

27 ページをご覧ください。「病後児保育事業費」の補正予算については、3千円の増額であります。補正の理由でございますが、病後児保育室を利用する場合、医師から「病後児保育症状連絡票」を記入してもらってから利用してもらうことになっております。この連絡票記入にかかる費用は、医療機関から診療情報提供料Ⅰ(250点)として保険診療の対象として取り扱ってもらっているところではありますが、見附市立病院の場合、開設主体である見附市に情報提供する場合は保険診療の対象として算定できないこととなっております。そこで、市立病院で症状連絡票の記入があった分の経費を補正するものであります。

28 ページをご覧ください。

「児童手当等交付事業費」の補正予算については、1,195万5千円の減額であります。補正の理由でございますが、児童手当の実績見込みで受給対象児童数が当初見込みより減少したため減額補正するものです。

29 ページをご覧ください。

「児童扶養手当等交付事業費」の補正予算については、920万5千円の減額であります。補正の理由でございますが、児童扶養手当の実績見込みで

受給者数が当初見込みより減少したため減額補正するものです。

30 ページをご覧ください。

「子育て世帯臨時特例交付金事務一般経費」の補正予算については、155 万 5 千円の減額であります。補正の理由でございますが、当初見込んでおりました事務費の経費が確定しその不用額を減額補正するものです。

31 ページをご覧ください。

「子育て世帯臨時特例交付金給付費」の補正予算については、101 万円の減額であります。補正の理由でございますが、当初見込んでいた支給対象児童数が変動し減少したため減額補正するものです。現在、新潟県内では10自治体が設置しています。

32 ページをご覧ください。

「子どもの感染症予防事業費」の補正予算については、3,800 万円の減額であります。補正の理由でございますが、当初予算で見込んでいた接種者数より少なくなり、ワクチン代 2,000 万円と予防接種委託料 1,800 万円を減額補正するものであります。減額の理由に関しては、日本脳炎・子宮頸がんの予防接種をする人数が減り、見込んでいた経費が余ったため減額させていただいた。

33 ページをご覧ください。

「子どもの医療費助成事業費」の補正予算については、2,080 万円の減額であります。補正の理由でございますが、当初見込んでいた医療費の助成額より実績見込み額下回ることから医療審査委託料 80 万円と医療給付費 2,000 万円を減額補正するものです。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

ここで事務局から議案につきまして、追加議案の要請がありましたので、よろしく願いいたします。

議第9号 「専決処分について（平成26年度一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

「第8号補正」とあるのを「第7号補正」に訂正願います。

除雪等の関係で1月29日付の専決となりました。

小学校施設整備費の右上の補正要求額をご覧ください。1200万円の減額となっておりますが、これは、議第8号議案で削除させていただきました小学校の非構造部材（天井）耐震化工事の設計監理委託料の150万円とその工事費1,050万円の合計1200万円の減額であります。

中学校施設整備費1000万円の増は、市内4中学校の非構造部材（天井）耐震化工事を来年予定していたが、急遽今年度中に行うことになったことに対する増額です。以上です。

委員 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することと決定されました。

委員 長

次に教育長から発言の要請がありましたのでよろしくお願いします。

尚、ここからは「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。従って、「非公開」として進めることとします。

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

それでは、教育長の発言をお願いいたします。

■ここから非公開審議■

教育長より説明を行った。

委員 長

只今の発言に対して、ご質問はありませんか。

委員 長

ないようですので、この件は終了いたします。尚、この件につきましては市議会最終日の3月19日まで部外秘をお願いいたします。

■ここまで非公開審議■

委員 長

ここで、非公開は終了しましたので、会議録の調整をお願いします。

委員 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで平成27年第1回見附市教育委員会臨時会を閉会いたします。

15時00分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び
会議録署名委員ここに署名する。

委員長

小林 弘武

会議録署名委員

小倉 美砂子